

○ 手数料の返戻金について

手数料の返戻金については、人材紹介契約書の第6条に定められた通りとなります。

人材紹介契約書

甲 求人者 乙 人材紹介事業者 丙 求職者

(返済の義務)

第6条 丙が、専ら甲の事由により退職に至った場合、いったん受領した前項の紹介手数料は、返却しない。なお、当該退職が甲による前項の紹介手数料の支払い前であっても、甲の支払い債務は消滅しないものとする。

2 丙が、専ら丙の責に帰すべき事由により退職に至った場合、乙は、甲に対し、次の基準で紹介手数料を返却するものとする。

- ・ 入社後1か月未満での退職の場合・・・紹介手数料の100%
- ・ 入社後3か月未満での退職の場合・・・紹介手数料の75%
- ・ 入社後6か月未満での退職の場合・・・紹介手数料の50%

3 この場合(上記2)、甲の依頼があれば乙は引き続き誠意をもって別の人材の紹介を行う事とする。